

資料 1 - 1
介護保険等運営協議会 令和 7 年 9 月 書面会議

令和 7 年度介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 10 月 1 日付下記の指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

記

No.	業務委託	指定居宅介護支援事業所名 (運営法人)	内 容
1	第 1 号介護予防支援事業	穂高病院 居宅ケアプランふるる (医療法人仁雄会)	所在地：安曇野市穂高 4303-1 北棟 2 階
			事業所開設日：令和 7 年 7 月 1 日
			内容：事業者が業務の受託を希望しており、介護予防支援の指定を令和 7 年 7 月 1 日に新規に受け、業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。
2	第 1 号介護予防支援事業	あんずの木松本 居宅介護支援事業所 (株式会社幸幸)	所在地：松本市神林 2660-10 フレグランスミムラ 203 号
			事業所開設日：令和 7 年 9 月 1 日
			内容：事業者が業務の受託を希望しており、介護予防支援の指定を令和 7 年 9 月 1 日に新規に受け、業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。
3	指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業	一之瀬居宅介護支援事業所 (医療法人青樹会)	所在地：松本市島立 2100-2
			事業所開設日：令和 7 年 3 月 9 日
			内容：事業者が業務の受託を希望しており、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。